

中国四国厚生局長に次の施設基準を届出しています。

基本診療料の施設基準

- 療養病棟入院基本料(20対1)
- 診療録管理体制加算2
- 医師事務作業補助体制加算1
- 療養病棟療養環境加算1
- 医療安全対策加算2
- 総合評価加算
- データ提出加算
- 認知症ケア加算
- 地域包括ケア病棟入院料2及び地域包括ケア入院医療管理料2
- 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 医療DX推進体制整備加算

特掲診療料の施設基準

- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん治療連携指導料
- 排尿自立指導料
- 別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
- 在宅がん医療総合診療料
- コンタクトレンズ検査料1
- 小児食物アレルギー負荷検査
- 遠隔画像診断
- CT撮影及びMRI撮影
- 外来化学療法加算2
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
- 運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
- 呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)
- がん患者リハビリテーション料
- 外来腫瘍化学療法診療料2

食事療養に関する事項

入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)